

# マネジメント・アプローチによる 新セグメント情報の開示

公認会計士 吉田 剛

## I はじめに

平成23年3月期から、セグメント情報の開示が変わります。これまで「事業の種類別」「所在地別」「海外売上高」という三本立てで実務に浸透していたセグメント情報ですが、今年の4月1日から始まる新年度では、マネジメント・アプローチによる新セグメント情報として開示されます。

本稿では、「マネジメント・アプローチとは何か」という基本的な論点から、新旧会計基準の比較、適用初年度の第1四半期における特別な取扱いまで、導入が間近に迫ったマネジメント・アプローチの基礎的な解説を行います。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをお断りします。

## II マネジメント・アプローチの導入

### 1. 適用時期・適用範囲

企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（以下、新基準）は、企業会計基準委員会（ASBJ）から平成20年3月に公表されました。この新基準は、平成22年4月1日以後開始する連結会計年度（事業年度）よ

り適用となり、早期適用は認められていません（新基準第35項）。そのため、3月決算会社については平成23年3月期から一斉に適用されることとなります。なお、同じく開示・注記に係る定めであった金融商品や賃貸等不動産の時価開示とは異なり、第1四半期から適用となる点に留意する必要があります。

また、新基準の特徴として、適用範囲に個別財務諸表が含まれている点が挙げられます。従来のセグメント情報は連結のみの注記項目でしたが、新基準は連結財務諸表を作成していない会社の個別財務諸表にも適用となる点にご注意ください（新基準第3項）。

### 2. マネジメント・アプローチとは

実は、新基準の中でマネジメント・アプローチという用語が厳密に定義されているわけではありません。しかし、新基準の中で示されている、その特徴や長所・短所を読み解くと、実務への影響を理解することができます。

マネジメント・アプローチとは、経営者が企業グループの一定単位（セグメント）ごとの業績評価や資源配分などの意思決定を行う際に用いる財務数値を、ありのままに開示する考え方であるといえます。

ポイントは、「ありのままに」という文言です。「ありのままに情報を開示したら、事業活動上、不利になる」というご意見もあるかと思いますが、ライバル企業は、マネジメント・アプローチで新たに開示される情報よりも、多くの情報を持っているのではないのでしょうか。重視されるのは、財務諸表の利用者、すなわち投資家の目線を経営者と同じ位置に持ってくるとい点です。そのことが、投資家の将来予測に資すると考えられたことから、いくらかの反論を抑え込んで、マネジメント・アプローチは諸外国で実行に移されました。

マネジメント・アプローチでは、すべての費用を各セグメントに配分する必要はなく、会計方針も連結財務諸表作成の際に用いたものと異なっていて構いません。なぜなら、セグメント情報として開示されるべきものは、経営者に報告されている情報の「ありのまま」とされているためです。

このアプローチの長所と短所を<表1>にまとめています。

### 3. マネジメント・アプローチの導入の背景

国際会計基準(IFRS)の任意適用が平成22年3月期から認められますが、将来のアドプション(強制適用)も見据えられる中、わが国の会計基準のIFRSへのコンバージェンスが積極的に行われており、新基準の適用も、この流れの中でなされたものです。このマネジメント・アプローチによるセグメント情報は、米国会計基準で最初に導入された概念をIFRSが取り入れ、遅れて日本にもたらされました。そのため、わが国でも米国会計基準を採用している企業では、す

でにマネジメント・アプローチによる開示が行われており、当該企業の有価証券報告書をEDINETなどで閲覧することで、新基準適用後の開示のイメージがわくかもしれません。

## III 新基準と旧基準の比較

本章では従来、セグメント情報の開示を定めていた「セグメント情報の開示基準」(企業会計審議会第一部会 昭和63年5月)および改正前の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の規定(これらをまとめて、以下、旧基準)と新基準を比較します。

### 1. 適用時期・適用範囲

新基準と旧基準の基本的なコンセプトや具体的な開示項目以外の定めを<表2>で対比しています。

このうち、セグメントの決定に関して、その出発点となる事業セグメントの定義は次のとおりです。

- 収益を稼得し、費用が発生する事業活動(内部収益・費用を含む)
- 経営者の意思決定・業績評価のため、その経営成績を定期的に検討
- 分離された財務情報が入手可能

比較的多くの場面において経営者の裁量に依拠することとなるマネジメント・アプローチですが、前記の定義に該当しないものは、事業セグメントとはならず、仮に経営者に個別の業績が報告されているとしても、報告セグメントとして業績が区分して開示されることはありません。

▶表1 マネジメント・アプローチの長所と短所(新基準第47項、第48項)

長所	短所
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経営者の視点で企業を見ることで、投資家はその行動を予測し、将来予測に生かすことができる</li> <li>• すでに作成されている情報を開示するため、追加コストが比較的少ない</li> <li>• セグメント区分に判断の余地が少ない</li> <li>• 多角化の状況を適切に反映した情報が開示される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ありのままを開示するので、企業間比較が困難となる</li> <li>• 企業の組織構造に基づくため、同一企業内の時系列比較が困難となる</li> <li>• 内部的な情報を積極的に開示することで事業活動の障害となる可能性がある</li> </ul>

▶表2 新基準と旧基準の主な異同点

項目	新基準	旧基準
特徴	マネジメント・アプローチ	旧基準が定めたルールに基づき、連結財務諸表を分解
適用範囲	連結または個別	連結のみ
セグメントの概念	開示されるおのおのセグメントは「報告セグメント」と呼ばれる(製品・事業活動・地理的区分などの決められたルールはない)	事業の種類別に区分されたセグメントおよび所在地別に区分されたセグメント別に開示される
セグメントの決定	事業セグメントの識別→集約基準により適宜集約→量的基準により開示されるセグメント(報告セグメント)を決定	製品系列別および所在地別に区分→量的基準で開示セグメントを決定
セグメント情報の利益	特定の段階損益ではなく、経営者に報告されている利益を開示する	営業利益または経常利益
会計方針	財務諸表作成に係る会計方針と同一であることを必ずしも求められない	連結財務諸表の作成に係る方針と同一でなければならない

例えば、収益を稼得しない、または付随的な収益を稼得するのみである企業の本社または特定の部門のような場合などが該当します(新基準第7項)。

また、事業セグメントは市場の同種性などの「集約基準」で集約することができます(新基準第11項)。そのため、事業セグメントという区分ごとに、そのまま開示されるわけではない点にも留意する必要があります。

### 2. 具体的に開示される情報の比較

新基準により開示される、または開示される可能性がある情報と、旧基準による開示情報を<表3>に示しました。セグメント情報は当然、連結ベースで開示されるので、これまで開示されていなかった財務数値については、連結パッケージの改訂など、必要な作業を済ませておく必要があります。

なお、経営者にセグメント別の資産情報が提供されていない場合には、報告セグメント別に配賦して開示することは求められません(新基準第79項)。

## IV 適用初年度の四半期における留意点

最後に、適用初年度の第1四半期における留

意点を解説します。四半期の法定開示は45日という時間的制約があるため、正確性に加えて、迅速性も求められることになります。適用初年度の第1四半期のポイントをあらかじめ確認しておくことが肝要です。

### 1. 年度の開示との異同

四半期開示は、年度の開示に比べて、その要求事項が簡略化されています。新基準に基づくセグメント情報も同様であり、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下、四半期会計基準)において、注記事項が定められています。年度との異同は<表4>にまとめています。

### 2. 初年度の特例

四半期報告書では適時開示を優先して、多くの事項について、前年度の決算と異なる場合にのみ開示が要求されますが、これは定性的情報にも当てはまります。例えば、重要な会計方針がその典型例です。四半期では、重要な会計方針の変更があった場合のみ開示が行われ、その他の重要な会計方針については、年度の有価証券報告書を参照してもらうというスタンスが四半期開示の根底にあります。

そのため、<表4>にあるとおり、セグメント情報における報告セグメントの概要も注記が

▶表3 開示情報の新旧比較

新基準	旧基準
報告セグメント別の利益	セグメント別の営業利益 <sup>※1</sup>
報告セグメント別の資産	セグメント別の資産
報告セグメント別の負債 <sup>※2</sup>	—
報告セグメント別の売上高 (セグメント間内部売上または振替を含む) <sup>※3</sup>	セグメント別の売上高(セグメント間内部売上または振替を含む)および営業費用
報告セグメント別の減価償却費 <sup>※3</sup>	セグメント別の減価償却費
報告セグメント別ののれん・負ののれんの償却額、受取利息および支払利息、持分法投資損益、特別利益および特別損失(それらの主な内訳)、税金費用、重要な非資金損益項目 <sup>※3</sup>	—
報告セグメント別の持分法適用会社への投資額、有形・無形固定資産の増加額 <sup>※4</sup>	セグメント別の資本的支出
報告セグメントの概要(決定方法・製品およびサービスの種類)	セグメントの区分方法・主要製品の名称または事業の内容
測定方法・差異調整	—
製品およびサービスに関する情報(製品等別売上高)	事業の種類別セグメント
地域に関する情報(売上高・有形固定資産)	海外売上高
主要な顧客に関する情報(売上高等)	—
報告セグメント別の減損損失	セグメント別の減損損失
報告セグメント別ののれん	—

※1 経常利益を開示することも可能です。

※2 経営者に報告されている場合のみ開示が求められます。

※3 セグメント利益の算定に含まれている、または経営者に報告されている場合には開示する必要があります。

※4 セグメント資産の算定に含まれている、または経営者に報告されている場合には開示する必要があります。

▶表4 セグメント情報の年度・四半期の比較

項目	年度	四半期
報告セグメントの概要	必須	不要 <sup>※1</sup>
売上高・利益	必須	必須
資産	必須	著しい変動があった場合のみ <sup>※1</sup>
負債・その他重要な項目	必要に応じて	不要
差異調整に関する事項	必須	利益の差異調整のみ
測定方法	必須	重要な変更があった場合のみ <sup>※1</sup>
セグメント区分の変更	必須 <sup>※2</sup>	必須 <sup>※1</sup> <sup>※2</sup>
減損損失	必須	重要な損失が発生した場合のみ
のれん	必須	重要な影響があった場合のみ

※1 初年度の特例があります。

※2 セグメント区分の変更があった場合に、一定の注記が求められます。

省略されます。しかし、適用初年度に限っては前期の有価証券報告書に該当の記載がないため、各四半期でその開示を求める規定となっています(平成21年内閣府令第5号附則第6条第3項、第7条第3項)。

また、適用初年度の各四半期では、四半期決算における開示の迅速性を重視する観点から、

新基準へ組み替えた比較情報が不要とされており、旧基準に準拠したセグメント情報のみが開示されます。また、著しい変動があった場合の資産情報や測定方法、またはセグメント区分に変更があった場合の注記も不要とされています(四半期会計基準第28-3項)。